

規約・細則



栄サッカースポーツ少年団

栄サッカースポーツ少年団規約

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 本団は、「栄サッカースポーツ少年団」と称する。
- 2 本団の愛称を「栄少年サッカークラブ」と称する。
 - 3 本団の略称を「朝霞栄SC」と称する。

(事 務 所)

- 第2条 本団の事務所は、団長宅に置く。

(目 的)

- 第3条 本団は、日本スポーツ少年団の理念に基づき、サッカーを主な活動として青少年の健全育成と団員及び地域のスポーツの生活化と親睦を図ることを目的とする。

(基本理念)

- 第4条 秩序を保ち正常に運営される組織は、青少年の社会体育を主宰指導する枢軸になると信じる。これがため指導者、父母は常に大局的な立場にたち協調融和の精神を基調とし、社会体育団体として本領を發揮するに遺憾のないことを期せねばならない。
- 2 児童は、日本スポーツ少年団の理念を遵守し、健康で明るい立派な社会人になるよう努めなければならない。
 - 3 指導者は、日本スポーツ少年団の理念を遵守し、団員に大きな希望と喜びを与え、健康で明るい立派な社会人を育成するよう努めなければならない。
 - 4 父母は、子供達に大きな希望と社会教育の場を与え、健康で明るい立派な社会人を育成する事を自覚しなければならない。

(団運営の基本)

- 第5条 団の発展のために団費、父母会費によって運営されることは、この組織の本旨である。したがって、この組織の構成及び運営は、団員の意志を基調として民主的かつ公平を期さねばならない。

第2章 組織及び運営

(団 員)

- 第6条 本団の団員とは、原則として、朝霞市内に居住している小学生で団の趣旨に賛同し所定の手続きを終えた児童と、その父母及び指導者により構成する。
- 2 指導者は、団長、副団長及び指導部員により構成し、団長は父母会により選出され、副団長及び指導部員は団長により委嘱された者を言う。

(入 団)

- 第7条 本団は、団員として加入しようとする者がある時は、正当な理由がない限りその加入を拒んではならない。
- 2 加入を拒む正当な理由及び入団手続きは、細則において別に定める。

(退 団)

- 第8条 団員は、何時でも退団することができる。
- 2 団員は、次に掲げる事由によって退団する。
 - (1) 本人が退団を希望したとき。
 - (2) 団費及び父母会費の未納額が細則で定める額に達した時。ただし指導者を除く。
 - (3) 除名。
 - 3 前項第3号の除名は、細則に定めるところにより行うものとする。

(組 織)

- 第9条 本団には団長、副団長、指導部、事務局及び父母会を置く。
- (1) 指導部は、監督、ヘッドコーチ各1名の他コーチ若干名を置く。
 - (2) 事務局は、総務、渉外、会計各2名と保険、広報各1名を置く。
 - (3) 父母会は、父母会長1名、各学年毎に学年代表委員1名を置く。
- 2 本団には規約の執行及び会計を監査するために監査役2名を置く。

(役 員)

- 第10条 本団の活動の趣旨に賛同し協力するものの中から、選出された団長副団長、監督、事務局員、父母会長、学年代表委員をもって役員とする。

(役員を選出)

- 第11条 役員を選出及び承認は、総会において行う。

(役員職務)

- 第12条 役員職務は、次のとおりとする。
- (1) 団長は、本団を代表し、団務を統轄する。
 - (2) 副団長は、団長を補佐し、団長に事故ある時はその職務を代行する。また、指導部、事務局を統轄し、父母会との連絡調整をはかる。
 - (3) 父母会長は、母集団を代表し、会務を統轄する。
 - (4) 監督は、指導計画の作成、研修会の開催及び参加、コーチの派遣要請等を行うとともに、副団長と協力し事務局及び父母会の連絡調整をはかる。また、自らの資質向上にも努めなければならない。
 - (5) ヘッドコーチは、監督を補佐し、コーチの連絡調整を行うとともに、監督に事故ある時はその職務を代行する。また、自らの資質向上にも努めなければならない。
 - (6) コーチは、団員に対する技術指導、生活指導、助言等を行う。また、自らの資質向上にも努めなければならない。
 - (7) 総務は、会務を円滑に達成するための事務を行う。
 - (8) 渉外は、グラウンド、会場等の確保及び申込みその他の本団以外の団体、個人との渉外活動を行う。
 - (9) 会計は、本団の会計を担当するとともに、予算書・決算書・帳簿の作成及び管理を行う。
 - (10) 保険は、スポーツ傷害保険等の手続き、その他団員の健康管理に必要な物品の管理を行う。
 - (11) 広報は、事務局員の協力を得て、会報の作成等広報活動に関する事項を行う。
 - (12) 学年代表委員は、父母会長を補佐するとともに、当該学年の父母を統轄し、団活動の目的達成のための育成援助を行う。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員のため選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(解散の請求)

- 第14条 父母会を構成する者は、その総数の過半数の者の連署をもって、その代表者から役員会に対し役員会の解散の請求をすることができる。
- 2 解散の請求に関する必要な事項は、細則において別に定める。

第3章 会 議

(会 議)

- 第15条 会議は、総会、役員会、指導部会及び学年会議とする。
- 2 総会は、団長・副団長・指導部員・事務局員・父母会をもって構成し、定期総会は毎年4月に、臨時総会は必要な時それぞれ団長が招集する。総会では、予算、決算、年間事業、役員の選出承認等、その他必要な事項を審議する。
 - 3 役員会は、役員をもって構成し、定期役員会は毎年度7月、11月、3月に、臨時役員会は必要な時それぞれ団長が招集する。役員会は必要な審議を行うとともに、団活動の目的達成のための討議を行う。
 - 4 指導部会は、団長、副団長、監督、ヘッドコーチ、コーチ、父母会長をもって構成し、定期指導部会は3月、6月、9月、12月に、臨時の指導部会は必要な時それぞれ団長が招集する。
 - 5 学年会議は、各学年の父母をもって構成し、役員会にあわせて役員会の前に定期的に、臨時招集の必要がある時はその都度、それぞれ学年代表委員が招集する。

(会議の成立及び決議)

- 第16条 会議は、総会においては、団長・副団長・指導部員・事務局員及び父母会を構成する人数の過半数をもって、役員会、指導部会においては、それらを構成する人数の3分の2をもって、学年会議においては各学年の児童数の3分の2をもってそれぞれ成立し、出席者の過半数をもってそれぞれ決議する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 2 会議の出席は、委任状をもって替える事ができる。

(議長及び書記)

- 第17条 各会議における議長及び書記は、次のとおりとする。
- (1) 総会における議長は、総会を構成する人員の中から選出し、書記は、総務が行う。
 - (2) 役員会における議長は、団長が行い、書記は総務が行う。
 - (3) 指導部会における議長は、団長が行い、書記は監督が行う。
 - (4) 学年会議における議長は、学年代表委員が行い、書記は出席者の中から選出する。
- 2 前条1項に規定する決議については、ただし書きの規定を除いては議長は決議に加わる権利を有しない。

(議事録の作成・提出)

- 第18条 開催した各会議については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、事務局に提出しなければならない。
- (1) 会議の種類
 - (2) 開催年月日
 - (3) 構成人員及び出席者
 - (4) 内容

第4章 会 計

(運営費及びスポーツ基金)

- 第19条 本団は、入団金、団費、父母会費、補助金及び寄付金その他の収入をもって運営費とする。
- 2 本団は、スポーツ基金を設置する。

(団の会計)

- 第20条 団の会計に関し必要な事項は、細則において定める。

(団費及び父母会費の額)

- 第21条 入団金、団費及び父母会費の額は、役員会において決定する。

(会計年度)

- 第22条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 資 産

(資 産)

- 第23条 本団の資産は、次のとおりとする。
- (1) 基金に属するもの
- (2) 本団が所有する消耗品以外のすべての物品及び動産、不動産
- 2 本団の資産は、資産目録を作成し管理しなければならない。

(資産の管理、運用、処分)

- 第24条 本団の資産は、これを貸付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは、出資の目的とする事ができる。
- 2 本団の資産の管理、運用、処分は、すべて役員会で決定し、団長がこれを行い、総会において承認する。
- 3 本団が解散する時は、この資産はすべて公共団体またはスポーツ活動を行なっている他団体に寄付するものとする。
- 4 その他必要な事項は、民法の規定に準じて行なう。

第6章 規約の改正

(規約の改正)

- 第25条 本規約の改正は、総会において行なう。
- 2 この規約の執行に必要な細則は、役員会において別に定める事ができる。

附 則 (施行期日)

1. この規約は、昭和57年7月17日から施行する。

(改 正)

1. この規約は、昭和60年4月14日から施行する。
2. この規約は、昭和62年4月12日から施行する。
3. この規約は、昭和63年4月10日から施行する。
4. この規約は、平成8年4月1日から施行する。
5. この規約は、平成11年4月17日から施行する。

栄サッカースポーツ少年団細則

栄サッカースポーツ少年団細則を次のように定める。

- 第1条 栄サッカースポーツ少年団規約（以下「規約」という。）第6条に規定する「原則として朝霞市内に居住している小学生」とは、入団時点で朝霞市に居住している小学生はもちろん、その他その入団に関し役員会において妥当と認められた小学生も含むものとする。
- 第2条 規約第7条に規定する「入団を拒む正当な理由」は、次のとおりとする。
- (1) 規約第6条に規定する条件を欠く。
 - (2) 指導するための的確な人数を超えると指導部が判断したとき。
 - (3) 児童の団活動の行帰りがいちじるしく困難、又はその妥当性を欠くと役員会が判断したとき。
 - (4) 以前、規約第8条第2項第3号及び第4条の規定により退団したことがあるとき。
 - (5) 児童及びその父母が本団に対する社会的品位をきずつける行為をした時、又はその恐れがあると役員会において判断したとき。
- 2 本団に入団するときは、次の手続きをしなければ入団することができない。
- (1) 本団の趣旨に賛同し規約、細則を確認した後、児童においては署名、その父母又は保護者においては署名、捺印した様式第1号の入団申込書を提出すること。
 - (2) 入団申込書の提出を受けた事務局は、書類を審査した後、背番号を交付する。
 - (3) 背番号はすでに入団している児童に交付されている背番号と1番から21番を除いた番号を交付する。
入団者が複数いる場合は抽選において交付する。
- 第3条 規約第8条第2項第3号の未納額は、6ヶ月を超えた時とする
- 2 規約第8条第2項第4号に規定する除名の事由は第2条第1項第5号の規定を準用する。
 - 3 規約第8条第2項第1号から第3号に規定する退団するときは、次の各号に掲げる手続きをすること。
 - (1) 児童の署名及び父母又は保護者の署名を捺印した様式第2号の退団届を団長に提出すること。
 - (2) 退団時の未納金については原則として納付してから退団すること。
 - 4 団長は規約第8条第4項に規定する除名の通知を行う場合、次の各号に掲げた事項を記載した様式第3号の通知書を当該父母又は保護者あてに送らなければならない。
 - (1) 該当児童氏名
 - (2) 該当父母又は保護者氏名
 - (3) 除名年月日
 - (4) 除名理由

第4条 規約第18条の議事録は会議の招集者の署名した様式第4号によって行う。

- 2 議事録は、それぞれ次の措置を講じなければならない。
- (1) 団長・父母会長は、議事録の内容のうち、必要な事項を団又は父母会に対して適切に執行する。
 - (2) 総務は、議事録を保管し必要なときはいつでも閲覧できるように管理しておくこと。
 - (3) 議事録の内容に関し必要な場合は団員又はその他の者に広報する。

第5条 規約第21条の規定する団費は、児童一人につき月額1,500円
父母会費は一家庭月額1,000円とする。

- 2 入団金の額は、1,000円とする。

第6条 規約第20条に規定する会計の科目区分及び項目は、それぞれ次のとおりとする。

収入の部

会費収入	入団金
	団費
	父母会費
雑収入	補助金
	寄付金
	雑入
	保険登録料
	スポ少登録料
基金繰入金	

支出の部

事務費	事務通信費
	備品購入費
	印刷費
	会議費
	登録費
	保険登録費
活動費	スポ少登録費
	使用料
	行事費
	参加費
	遠征費
	講習会費
	合宿補助金
	活動援助費
雑支出	活動雑費
	慶弔費
	渉外費
予備費	雑支出
	予備費
基金繰出金	

**SAKAE
JUNIOR
SOCCER
CLUB**

